

厚労省が**雇用促進**住宅廃止の方針を変更

2011年度までの廃止目標を削る

雇用促進住宅にお住まいの皆さんに大変な心配と苦悩を与えている住宅廃止問題で朗報です。2022年3月末までの全廃に向けて2012年3月末までに3分の1を廃止するとした機構の「中期目標」を削除し、「必要な間」はすべての住宅を「積極的に活用する」と方針変更されることがわかりました。今こそ、道理のない住宅廃止をやめさせる絶好のチャンスです。

佐々木議員に大臣が見直すと答えました

さる2月25日の衆議院予算委員会で、日本共産党の佐々木憲昭議員が舛添要一厚生労働大臣に、はつきり答弁させていました。

今こそ雇用促進住宅が大事

佐々木議員は、いま「派遣切り」をはじめ正規雇用にも失業が広がる重大な危機だと指摘し、「こういうときに、雇用促進住宅の役割と

使命はいつそう大きいのではないかと、大臣の認識をたずねました。

舛添大臣も「もともと雇用促進住宅は、職業が変わるにもなつて住居の心配がないようにするもの。今非常にきびしい状況ということで、こちらへ入居していただいている」と述べました。

他方で現入居者を追い出すとは

その一方で政府と雇用能力開発機構は住宅をすべて廃止するという方針を変えませんでした。入居者の強い批判と抗議を受けて昨秋に退去期限を若干延長したものの、入居者には刻一刻と退去期限が迫ります。かわりの住宅や仕事をさがすにしても、多額の費用や時間が必要なことはもちろん、ただでさえ雇用不安が広がる中で、転居、転職は減収や失業につながりかねず大変困難です。

運動で実現した大きな前進

舛添大臣も「片一方で退去、廃止、片一方で困っている人を（住宅に）入れる、二つの矛盾」と認めざるをえませんでした。

佐々木議員は「入居者を退去させる方針は凍結するべきだ。その上で、廃止という閣議決定そのものを根本的に見直すべきだ」と追及。大臣が「閣議決定の見直しを含めすべて検討させていただきたい」と約束したのです。



佐々木憲昭議員に答弁する舛添厚生労働大臣

質問に立つ佐々木憲昭衆議院議員

「廃止」を完全に撤回させましょう！

日本共産党はこれまで国会でこの問題を取り上げるとともに、全国の入居者とともに国や機構本社、地方自治体などへ要請を重ね、昨秋には退去期限の延長も認めさせてきました。今後、次のことを要求します。

- 廃止決定住宅の退去手続きをただちに中止し、新規入居、契約更新、再契約を行う。
- 全面廃止を決めた一昨年の閣議決定も撤回する。
- 営繕等、現入居者の居住環境確保や、身体的弱者の低層階への移転などにも配慮を払う。
- 入居の収入基準なども緩和し入居者募集を強めるなど、公的な性格の強い住宅として積極的に活用する。



住宅廃止問題を伝える「しんぶん赤旗」や各地の運動情報をご希望の方は、当事務所へ

住宅の廃止・売却を進める自民・公明 「市場万能・官から民へ」

の罪は明らか

「住宅を
たたくまで
売りたい」

民間が値をつけ、民間が買う仕掛け

「かんぼの宿」と同じ

政府・機構は当初、住宅は地方自治体などに譲渡され、家主が変わるだけ」で、「入居者の理解を十分に得ていく」としていました。しかし小泉内閣になり、更地で民間へ売却する方針を一方的に決めたのです。決めたのは「かんぼの宿」の格安売却で疑惑をもたれるオリックスの宮内会長が議長を務めた「規制改革・民間解放推進会議」で、売却を急ぐため財界代表を含めた「強固な

体制」も作られました。佐々木憲昭衆院議員は予算委員会の質問で、「国有財産を売るのも民間、買つのも民間。自分で財産を評価し、それを自分で買うようなもの」「官から民へ、民間企業にたたき売りする発想は、『かんぼの宿』と同じだ」ときびしく追及。与謝野財務大臣も「国有財産の処分は厳格さが必要」と答弁せざるをえませんでした。



大國の責任
大幅に後退

現状無視し「住宅は余っている」

公営・UR住宅もへり下す

雇用促進住宅の廃止・売却が加速された同じ時期、わが国の住宅政策全体も大きく変わりました。「わが国では住宅不足は解消し、住宅数は13%の余裕さえある」という認識のもと二〇〇六年に、住宅政策の基本方針である「住宅建設計画法」にかえて「住生活基本法」を制定。公共住宅供給の政府目標をなくすなど、国の責任を大きく後退させ、住宅金融公庫の民営化など「市場まかせ」の

政策をすすめました。公営住宅も「地方行革」で新しい建設より廃止が進み、77万戸のUR住宅（以前の公団住宅）は20万戸も削減する計画です。しかし、現実には公営住宅の競争率はつなぎのほりで、高齢者など住宅弱者の問題は非常に深刻。新たなホームレスも増え、いったん廃止した雇用促進住宅を「活用」せざるを得なくなっていること自体、従来の政策の根本的間違いを証明するものです。

「定期借家法」で立退き問答無用

住宅弱者を追い討ちするのが定期借家法。それまで家主からの解約申し出は、「正当な事由」がなければならぬとされ、借家人が家主との話し合いをすることが前提になっていたのに、「この制度では、あらかじめ決めた契約期間が満了すれば自動的に契約解消が決まってしまう。雇用促進住宅でも、

廃止・立ち退きを進めるため、二〇〇三年11月以後は、この方式に変えられました。しかし、弱者に圧倒的に不利なこの制度の導入にあたっては、不動産業界が政治家に対して猛烈に働きかけ、自民党・公明党の国会議員や幹部に多額の献金がされて、国会でも大きな問題になりました。



政治を変え住宅を守る 日本共産党



何でも市場の競争原理にまかせ、弱者にも「自己責任」をおしつける弱肉強食の政治こそが根本的な問題です。「住生活基本法」は改正し、次の内容を明記すべきです。

- (1) 国民の住まいに対する権利
- (2) 耐震性や居住スペースなど、めざすべき居住・住環境の水準
- (3) 適切な居住費負担のあり方
- (4) 公共住宅の質量ともの改善
- (5) 国・自治体、住宅業者・金融機関の国民に対する責務

猪瀬直樹氏も「もっと雇用促進住宅を使え」と主張

小泉内閣のブレインで「改革」を進めた猪瀬直樹氏が「もっと雇用促進住宅を使えばいいのに」と言っています。同氏はまた、地方分権改革推進委員会でも、1126戸もある大阪の物件が、21億円で売られているのは「安すぎる」と追及したことや、入居条件の収入基準の改善にもふれています。

(NIKKEI BP NET 2/24)